

2025 年度
特定非営利活動法人 循環器医学・医療支援センター
(CVMedicS)

趣 意 書

1. 寄 付
2. 賛助会員



連絡先：NPO 法人 循環器医学・医療支援センター

〒791-0295 愛媛県東温市志津川 454 番地

TEL: 089-960-5331

FAX: 089-960-5335

E-Mail: info@cvmedics.org

Homepage: www.CVMedicS.org

2025 年 7 月吉日

各 位

特定非営利活動法人 循環器医学・医療支援センター 運営ご支援・ご協力の御願い

謹 啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より皆様には、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

循環器疾患を中心とした臨床医学・医療全般にわたる幅広い分野の問題解決に向け、社会貢献して行きたいと念願し、2020 年 3 月に特定非営利活動（NPO）法人を設立し 5 年目を迎えることが出来ました。偏に皆様のご協力の賜と心より感謝しております。

本法人は、

- ① 医学知識普及・啓発事業、
- ② 臨床試験・治験促進事業、
- ③ 医学教育支援事業、
- ④ 最新医療技術開発支援事業、
- ⑤ 基礎研究等支援事業、
- ⑥ 地域社会・国際社会に対して医療支援事業

等の事業を行い、種々の疾患の病因・病態の解明、新しい 治療法の開発とその医療システムの確立、新しい医療機器や薬剤の開発・治験の促進、学術活動やボランティア活動等の支援に努め全人的医療人の育成に努めてまいりました。また昨年度には愛媛大学が心移植認定施設に、本年 5 月には一例目の心移植実施を行うに至っております。今後、本法人の重要性はますます増すと考えております。

地方に住む皆様が、正しい認識の下で適切な最新治療を受けられるよう、広く医学知識の普及を図り、健康と福祉の増進に寄与するべく活動を推進支援する組織として活動してまいります。

すでに愛媛県への I ターン心臓血管外科医師確保の成功や高度医療知識のための勉強会・セミナー実施、学術活動支援等成果も上げつつあります。本年度も、皆様のご協力を得ながら、四国・中四国といったより広域での橋渡しの活動が行えるようより関連な体制を整えていく予定です。

何卒、本法人の活動趣旨をご理解いただき、この機会に是非ともご支援・ご協力をご検討いただき、賛助を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

末筆ながら、みなさまの益々のご発展を祈念申し上げます。

謹 白

特定非営利活動法人 循環器医学・医療支援センター



理 事 長

西 村

隆



特定非営利活動法人 循環器医学・医療支援センター 概要

1. 法人の名称

特定非営利活動法人 循環器医学・医療支援センター(CVMedicS)

2. 法人の設立目的

我が国で心臓疾患に起因する死亡頻度は、全体の第2位（厚生労働省 2017 年）となっており、未だに生命を脅かすリスクが高い疾患である。その救命率を上げるためには地域に根ざした医療体制の提供とともに、その地域に住まわれる住民の各々が正しい知識を身につけ、その理解を促す活動が必要な状況です。

一方、近年の医療現場では、循環器治療に関わる職種はその過酷な労働環境から後継者不足が顕在化しており、特に地方ではその傾向が強い状況です。また革新的な治療方法の普及においても、地方においてはその導入の遅れ（デバイスラグ、情報格差等）を指摘されています。

これらを解決するためには、積極的に国内外の情報収集を行い、それを発信できる拠点作りが不可欠であります。残念ながら中四国圏域では、未だにこうした活動が他の圏域に比べて十分であるとは言い難い状況です。

我々は、本法人を通じて、①地域住民への啓蒙活動、②循環器疾患に携わる医療人の育成、③高度専門知識人の育成、④医工連携の推進、⑤国際協力・貢献に対して援助を積極的に行います。

その結果として、地域の皆様の疾患とその治療法に対する知識向上と、国際感覚の豊富な医師育成を行い、最新医療技術をいち早く享受し、また地元の企業のみ菜様と医工連携の場の提供を行うことで、地域全体の活性化を目指していきたいと思っております。

そこで、非営利活動法人として活動することが最適と考え、今回、本法人の設立を行いました。

【定款に掲げる事業内容】

- ① 医学知識普及・啓発事業
- ② 臨床試験・治験促進事業
- ③ 医学教育支援事業
- ④ 最新医療技術開発支援事業
- ⑤ 基礎研究等支援事業
- ⑥ 地域社会・国際社会に対して医療支援事業

3. 社員数（2021 年 3 月末現在） 11 名

4. 設立日

2020 年 3 月 19 日（木）

5. 法人番号

6500005008172

6. 法人の概要

■ 所在地： 〒791-0295 愛媛県東温市志津川 454 番地
(愛媛大学大学院医学系研究科心臓血管・呼吸器外科学講座内)

■ 役員：

役職名	氏 名	所属
理事長	西村 隆	愛媛大学大学院 医学系研究科 心臓血管・呼吸器外科学講座
理事	黒部 裕嗣	愛媛大学大学院 医学系研究科 心臓血管・呼吸器外科学講座
理事	太田 教隆	静岡こども病院 心臓血管外科
理事	正岡 尚己	上田消防建設（株） 松山店
理事	藤田 博	今治第一病院 院長
監事	泉谷 裕則	愛媛大学大学院 医学系研究科 心臓血管・呼吸器外科学講座
監事	孝志 洋平	さくら税理士法人

7. 事務局連絡先

〒791-0295 愛媛県東温市志津川 454 番地

TEL： 089-960-5331 FAX： 089-960-5335

E-mail： info@cvmedics.org

I、ご寄付の御願い

1. 寄附金の名称 N P O 法人 循環器医学・医療支援センター 寄付金
2. 寄附年間目標額 ￥10,000,000-
3. 寄附金募集の対象 個人、法人
4. 寄附金募集期間 通年
5. 寄附金の用途 非営利法人の各種活動経費および
研究・教育活動助成金に充当
6. 申込方法添付の申込書にご記入の上、FAX または郵送にてお申込み下さい。
7. 寄附金振込先
 - 銀 行 名 GMO あおぞらネット銀行 (0310)
 - 支 店 名 法人営業部 (101)
 - 口座番号 普通 1169477
 - 口座名義 特定非営利活動法人循環器医学・医療支援センター
(フリガナ) トクヒ) ジュンカンキイガク・イリヨウシエンセンター

II、賛助会員のご案内

特定非営利法人 循環器医学・医療支援センターでは、今後、幅広く活動していくために、運営に積極的サポートしてくださる方々を募集しております。

会員の皆さまには、イベント時のボランティア参加や、寄付活動の際の広報・拡散のご協力をお願いする予定です。

賛助会員の種類と年会費

賛助会員には、個人会員と法人会員の2種類があります。

(特典等に関しましては、適宜更新して参ります
ので、Homepage で最新情報を確認ください)

- ・個人 5,000 円/年
- ・法人 30,000 円/年 (複数口可)

申込み方法

★入会申込書に記入の上、下記にご返送ください。

非営利活動法人 循環器医学・医療支援センター

〒791-0295 愛媛県東温市志津川 454 番地

E-Mail: info@cvmedics.org

特定非営利活動法人 循環器医学・医療支援センター 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 循環器医学・医療支援センターという。但し、英字では「The Cardio-Vascular Medical Supporting Center」と表記する。また、通称を「CVMedicS」と表記する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を愛媛県東温市志津川 4 5 4 に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、一般社会と医学に関わる人に対し、

- ⑦ 医学知識普及・啓発事業
- ⑧ 臨床試験・治験促進事業
- ⑨ 医学教育支援事業
- ⑩ 最新医療技術開発支援事業
- ⑪ 基礎研究等支援事業
- ⑫ 地域社会・国際社会に対して医療支援事業

等の事業を行い、種々の疾患の病因・病態の解明し、その新しい治療法の開発を行うと共に、高度専門知識を持つ人材等を活用した国際・地域社会医療システムの普及・確立の支援に努める。また、専門化する医学知識の社会への積極的な啓蒙を図ることを通じて、社会の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又スポーツの振興を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 科学技術の振興を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 臨床試験・治験促進事業
- (2) 医学教育・学会会議支援事業
- (3) 医学知識普及・啓発事業
- (4) 医療技術開発支援事業
- (5) 医工連携促進事業
- (6) 国際貢献促進事業
- (7) 地域社会貢献促進事業

第 3 章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員；この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員；この法人の目的に賛同し、この法人の活動を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第 7 条 会員の入会については、特に条件を定めない。

-2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、会員の入会申込について、遅滞なく理事会の承認を得なければならない。

-3 理事会は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

-4 理事長は、理事会が第 2 項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、理事会において定め総会で承認を得た入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出品品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出品金は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員等

(種類及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

理事 3 人以上 10 人以内

監事 1 人以上 2 人以内

-2 理事のうち、1 人を理事長、2 人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

-2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

-3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

-4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

-2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

-3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

-4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

-5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。但し、再任を妨げない。

-2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

-3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

-4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうちその定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 法令又は定款に著しく違反する行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

-2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

-3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

-2 職員は、理事長が任免する。

(顧問)

第 21 条 この法人に、必要に応じて顧問を置くことができる。

-2 顧問は、理事の推薦に基づき理事会において選任する。

-3 顧問は、この法人の運営に関する重要な事項について理事長の諮問に応じるとともに、適宜理事会に出席し、意見を述べることができる。

-4 顧問は、理事会における議決権を持たない。

第 5 章 総会

(種別)

第 22 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 23 条 総会は、正会員をもつて構成する。

(権能)

第 24 条 総会は、以下の事項について議決する

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 25 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

-2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 26 条 総会は、第 25 条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

-2 理事長は、第 25 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

-3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 27 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 28 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 29 条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

-2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

-3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 30 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

-2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

-3 前項の規定により表決した正会員は、第 28 条、第 29 条第 2 項、第 31 条第 1 項第 2 号及び第 52 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

-4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 33 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 34 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から 招集の請求があったとき。

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 34 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 5 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 35 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 37 条第 2 項及び第 39 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品及び助成金
- (3) 入会金及び会費
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

-2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 46 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

-2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（臨機の措置）

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

（解散）

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し

-2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

-3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、解散時の総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経て選定された他の特定非営利活動法人若しくは民法第 34 条で規定されている法人に譲渡するものとする。

（合併）

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、ホームページ等で公開して行う。

第 10 章 雑則

（細則）

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 西村隆

副理事長 黒部裕嗣

副理事長 太田教隆

監事 泉谷裕則
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、2021 年 6 月 30 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5. この法人の設立初年度の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から 2021 年 3 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

		入会金	年会費
正会員		5,000 円	5,000 円
賛助会員	団 体	0 円 (1 口)	30,000 円 (1 口)
	個 人	0 円	5,000 円

各 種 申 込 書

1. 寄 附 申 込 書
2. 賛助会員申込書

【NPO 法人への賛助会費及びご寄付の受入に関して】

特定非営利活動法人循環器医学・医療支援センター(CVMedicS)では、日本製薬工業協会、日本医療機器産業連合会等の各団体が定める「企業活動と医療機関等との関係の透明性に関する指針(透明性ガイドライン)」をはじめとする関係諸規範およびその精神に従い、協賛会社による本法人への協賛金等の受付に同意いたします。

寄 附 申 込 書

年 月 日

特定非営利活動法人循環器医学・医療支援センター 理事長 殿

(寄付者)

住 所： 〒

氏 名： (法人にあっては、法人名及び職・氏名)

印

電話番号：

E-mail：

下記の通り寄附いたします。

記

1. 寄付金額 金 _____ 円也
2. 寄付の目的
3. 寄付の条件【使途（人指定・寄付使途制限）等あれば記載ください】
4. 循環器医学・医療支援センター法人等における公表について
☐ 寄付者名、寄付金額の公表に同意する
☐ 公表に同意しない
5. 備考

※寄附申込書送付先

非営利活動法人 循環器医学・医療支援センター 事務局
〒791-0295 愛媛県東温市志津川 454 番地
愛媛大学大学院医学系研究科心臓血管・呼吸器外科学講座内
TEL: 089-960-5331 FAX: 089-960-5335
E-Mail: info@cvmedics.org

事
務
局

CVMedics 寄付

受付日： _____ 管理番号： _____

領収書： 済 発行日： _____

賛助会員申込書

年 月 日

特定非営利活動法人循環器医学・医療支援センター 理事長 殿

下記の通り、賛助会員の申込みを行います。

賛助会員種別	☐ 法人（法人の方は下記に口数を記入下さい） ☐ 個人		
法人名・担当部署 (個人の場合、入力不要)			
ご芳名			
ご連絡先	〒		
TEL		FAX	
E-mail			

		年会費	口数
☐	個人賛助会員	5,000円/年	1 ☐
☐	法人賛助会員	30,000円/年	_____ ☐

通信欄（何かリクエストがあれば、ご記入下さい）

申込先：

非営利活動法人 循環器医学・医療支援センター 事務局
〒791-0295 愛媛県東温市志津川 454 番地
愛媛大学大学院医学系研究科心臓血管・呼吸器外科学講座内
TEL: 089-960-5331 FAX: 089-960-5335
E-Mail: info@cvmedics.org